



EQUALITY

LIBERTY

FRATERNITY

2021

78

fall

このセンターだよりの発行に一部赤い羽根いのちをつなぐ支援活動助成金を活用しています。

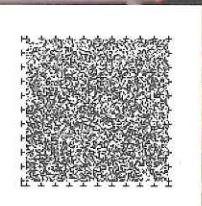
特集

ひ さ べ つ ぶ ら く き げ ん せ い り つ
被差別部落の起源・成立と
ぶ ら く かい ほ う て ん ぼ う
部落解放の展望

STOP! コロナ差別
特集

がんばっています!

おかし工房桜和



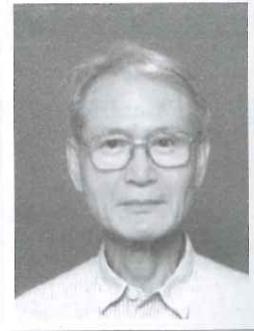


ひさべつぶらく きげん せいりつ ～被差別部落の起源・成立と ぶらくかいほう てんぼう かんが 部落解放の展望について考える～

ももやまがくいんたいがく めいよきょうじゅ てら ま のぶ あき
桃山学院大学 名誉教授 寺木伸明

はじめに

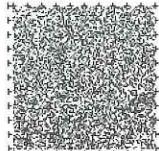
なにごと ものごと たんちょ きげん し たいせつ ひさべつぶらく いか ぶらく
何事も物事の端緒や起源を知ることは大切です。被差別部落（以下、部落
りやく きげん どうよう ぶらく きげん かいめい ぶらく）の起源についても同様です。部落の起源を解明することで、部落に
かかへんけん だいじ ぶぶん と のぞ かいけつ ほうこう いってい み かんが
関わる偏見の大変な部分を取り除くことができますし、部落差別の発生原因
がわかるわけですから解決の方向も一定、見えてくるのではないかと考えま
す。



1 被差別部落の起源とは

ぶらく きげん かいめい ぶらく きべつ なに あき ひつよう
部落の起源を解明しようとすれば、まずそもそも部落差別とは何か、を明らかにしておく必要
があります。ところが、その部落差別の定義が今のところ残念ながら定まっていないというのが
げんじょう かんけい ねん がつ せいてい ぶらく さべつかいしょいしんぼう
現状です。そのこととも関係してか、2016年12月に制定された「部落差別解消推進法」と
じゅうよう いぎ ほうりつ ぶらく きべつ ていぎ だい じょう いっぽう こくさいじんけんじょう
いう重要な意義をもつ法律においても、部落差別の定義はなされていません。一方、国際人権条
やく じんしゅ さべつてっぱいじょうやく じよせい さべつてっぱいじょうやく だい じょう さべつ てい
約の「人種差別撤廃条約」や「女性差別撤廃条約」などでは第1条においてそれぞれの差別の定
ぎ きてい ぶらく きべつ ていぎ むずか しめ おも
義がきちんと規定されています。それだけ部落差別の定義が難しいということを示していると思
います。そのことをふまえたうえで、国際人権条約の定義なども参考にして私なりに部落差別を
ていぎ づ つぎ ぶらく きべつ ていぎ わたし ぶらく きべつ
定義付けますと、次のようにになります。

ぶらく きべつ ひさべつぶらくしきしん だいだいせしゅう けいしょう せいとくてき しゃかいてき ち
「部落差別とは、被差別部落出身という、代々世襲によって継承される生得的な社会的地位で
しゃかいてき みぶん せいいけい みぶん そく みぶん せし
ある社会的身分（世系）ないしはそのような身分に属しているとみなされることにもとづくあら
くべつ はいじょ せいげん せいじてき けいざいてき しゃかいてき ぶんかてき たしゃかい
ゆる区別、排除、制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他社会のあ
こうときせいかつ ぶんや びょうどう たちば じんけんおよ きほんてき じゆう にんしき きょうゆう
らゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有



しまたは行使することを妨げまたは害する目的又は効果を有するものをいう。」（「日本史研究から見た身分・差別および部落差別のとらえ方」朝治武他編著『部落解放論の最前線』解放出版社、2018年12月）

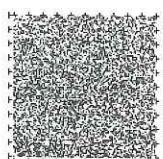
この見解がもし妥当性をもっているとしますと、部落の起源とは、「代々世襲によって継承される生得的な社会的地位である社会的身分（世系）ないしはそのような身分に属しているとみなされることにもとづくあらゆる区別、排除、制限」という事象が日本社会に初めて発生したときということになります。ここで大事なことは、次の2点です。①被差別身分であることの確認、つまり、差別された社会的地位が代々世襲により継承されていること、および②その被差別身分の人びとが近世のかわたの人びと（主として江戸時代の部落の人びと）に系譜的につながることです。

このような研究方法で歴史的に分析を進めていきますと、現時点での実証的研究では、14世紀末から15世紀前半ぐらいに部落の起源を求めることができます。いくつか事例が確認できます。その一つをあげますと、山城国（現在の京都府の一部）乙訓郡の久我家領本久世の応永3年（1396）の検注帳（後の検地帳のような帳簿）記載の被差別民の屋敷が江戸時代の「かわた村」（部落）に立地上、重なっていること、その村の真宗寺院の建立が天文22年（1553）とされていることから、この部落の起源は遅くとも14世紀末まで遡れます。

もちろん、11～13世紀には被差別民の呼称が史料に出てきますし、彼らが差別されていたことも記されているのですが、その時点で彼らが代々差別されていたかどうかは不明ですし、また、彼らの子孫が系譜的に江戸時代のどのかわた村の人びとに繋がってくるのかまったく不明です。彼らの存在が部落の起源を示す可能性はありますが、今のところ実証はなされていません。

2 被差別部落の成立とは

豊臣秀吉が天下を統一する過程で強行実施した検地の際、作成されたいわゆる太閤検地帳に「かわた」「かわた村」などの記載が関東から九州に至るまで広範囲にみられ、江戸時代のかわた村（部落）に繋がっていきます。また、江戸幕府が命じて作らせた慶長10年（1605）の国絵図や正保（1644～48）の国絵図・郷帳（国ごとに村々の名称・村高などが記載されている帳面）に「かわた村」「かわた」などの表記が見られ、幕藩制国家がかわたを身分として登録したことがうかがわれます。同時に併行して、幕藩領主は、かわたの人びとに行刑・警察役を課したり、死牛馬処理権をかわたの人びとにのみ限定・固定したりして、被差別身分として把握したことが分かります。「起源」の段階では、京都・奈良などを中心とし



て地域的にも限られ、また個別的であったものが、この時点（16世紀末から17世紀中ごろ）に全国的規模で制度化されて部落が広く一般的に「成立」したと考えられます。

3 被差別部落の確立とは

さらには、1660年代から開始された全国的な宗門改制度の実施や幕府・諸藩が出した差別法令により部落差別はいっそう強固に制度化され差別が苛烈になっていきました。特に安永7年（1778）10月に幕府が幕領・私領問わず発令した被差別民取締令で部落差別は「確立」したとみられます。

前近代の部落の歴史を考えるとき、「起源」－「成立」－「確立」というように歴史的流れとしてみてゆくことが大事ではないかと考えています。

4 江戸時代のかわたの人びとの身分差別の諸形態とは

次に江戸時代におけるかわた身分の人びとにに対する身分差別の形態には、どのようなものがあつたか、簡単にみておきたいと思います。近世かわたの人びとのさまざまな身分差別事象を史料に基づいて検討した結果、近世身分差別の諸形態は以下のように5つに分類できることが分かりました。紙幅の関係で具体例を列挙できないことをご了解ください。

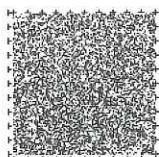
A 侮蔑：かわた身分に属しているということに基づいて、個人および集団に対して侮辱的言動を行うこと。口頭・文字・しぐさ等による侮辱行為を言います。

B 忌避：かわた身分に属しているということに基づいて、合理的根拠なしに個人および集団に対して、忌避することです。「回避」もここに含まれます。

C 制限・不利な扱い：かわた身分に属しているということに基づいて、個人および集団に対して、百姓・町人等の民衆には認められていることの一部を認めない行為（制限）および経済的、政治的、社会的に不利な扱い。

D 排除：かわた身分に属しているということに基づいて、個人および集団を政治的、経済的、社会的、文化的な分野・場において締め出ことです。隔離も、かわた身分出身者個人および集団を特定の場所に閉じ込めて、交流・交際の場からの排除を伴いますから、排除の一形態と考えられます。交際・結婚の場からの締め出しも、排除に含まれます。

E 迫害：かわた身分に属しているということに基づいて、個人および集団に対する暴力的攻撃あるいはかわたの人びとの家屋の破壊・放火等および権力者に



ぶつりてききょうせいせいかくさ
よる物理的強制政策を指します。

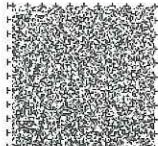
えどじだい
江戸時代のかわた身分の人びとは、上記のよう
な5形態の苛酷な差別を受けてきました。し
かし、厳しい身分差別社会の中でかわた身分の人
びとは皮革業・太鼓製造業・雪駄草履作り・竹細
工・農業・水産業等に従事して生産に励むとともに
に芸能文化の領域においても活躍をしてきました。
りょうしう
た。ときには領主の差別政策に抗議したり、民衆の差別行為に抗ったりして、たくましく生き抜
いてきたのです。



5 被差別部落の起源・成立研究から部落解放を考える

ぶらくきげん
部落の起源・成立の歴史的原因・事情として①仏教・神道によって広められてきたケガレ観念
とちくぎょうしゃ
や屠畜業者にたいする差別観念 ②それらに影響を受けながら形成してきた風俗・習慣 ③差
べつようじん
別を容認し助長してきた地域社会 ④延喜式のケガレの規定やキヨメ役としての行刑役・掃除役
とうふかはんふはん
等の賦課、幕府・藩の差別政策・法令制定等の政治的作為が存在していたことが明らかにされて
きています。

ぶらくかいほうじつげん
したがって、部落解放の実現には、①の仏教・神道など宗教関係者が、部落差別に加担してき
しんしはんせい
たことを真摯に反省し、部落差別の克服のために教団と宗教者個人が懸命に取り組むことが求め
られます。②については差別的な風俗・習慣を改革したり、差別的な社会意識の克服のための教
いくけんしゅう
育・研修・啓発を推進したりすることが必要です。③については部落差別を容認し助長してきた
ちいきしゃかい
地域社会（コミュニティ）の人権の視点に立った変革、特に部落周辺地区との交流と連帯の強
かだいじ
化が大事だと考えられます。④については、部落差別解消推進法（2016年12月施行）の改
せいざいせいそち
正（財政措置や法的規制等の条項を加えることなど）と自治体での条例策定、差別規制法の制
ていたぶらくさべつかいしょ
定、その他部落差別解消に向けた行政施策の推進等が強く求められます。①～④の取り組みを総
こうてきこうかてき
合的、効果的に推進していくことで部落解放への歩みが力強く進んでいくであろうことを部落の
きげん
起源・成立史研究が指し示してくれているのではないでしょうか。





さべつとくしゅう

STOP! コロナ差別特集

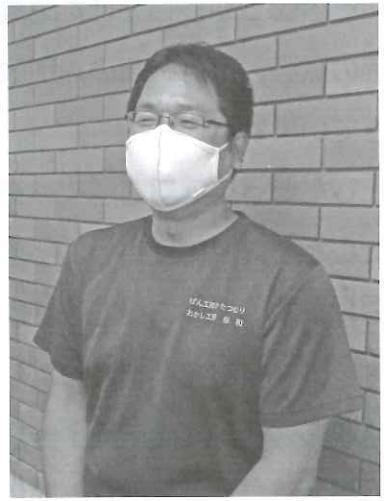


(公財) 和歌山県人権啓発センターだより (E.L.F.) では、第77号から4号に渡って「STOP! コロナ差別特集」と題し、新型コロナウイルスに関わる様々な話題を取り上げていきます。

今回は、コロナ禍でのピンチをチャンスに変え、前向きに事業に取り組んでいる団体として、和歌山県海南市の「おかし工房桜和」の所長 拠井友希さんにお話を伺いました。

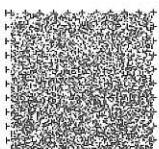
Q1 「おかし工房桜和」とはどのようなお店ですか？

障害者の就労支援事業所として、バウムクーヘンをはじめとした洋菓子を製造しています。2006年にかたつむり共同作業所の分場として開所しました。当初は、草刈りをしたり、ジャムやおにぎりを作ったり、車の清掃をしたりと様々なことに挑戦していくうちに、ジャムやチーズケーキ作りといったお菓子作りの仕事がメインとなり、2010年に「おかし工房桜和」として焼き洋菓子を本格的に製造していくことになりました。できあがったお菓子は、お土産屋さんなどで販売させてもらっています。



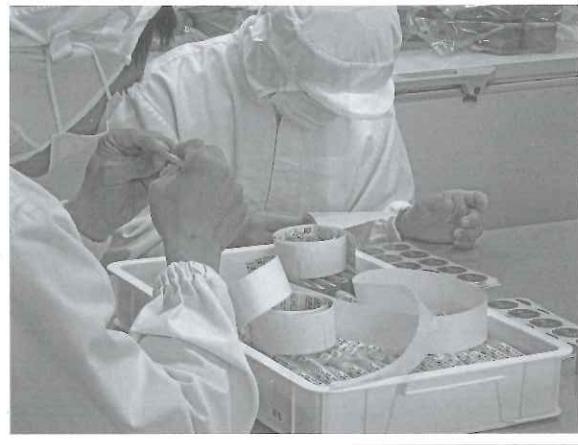
Q2 どのような人たちが利用しているのですか？

現在は、15人の施設利用者さんとともに洋菓子を製造しています。利用者さんのうち、14人に知的障害、1人に精神障害があります。利用者さん一人一人の適正や個性にあった業務、または、利用者さん本人がやりたいと言ってくれた業務を任せています。皆さんのプロフェッショナルな仕事ぶりに助けてもらっており、私たちスタッフが教えてもらうことが多いです。



Q3 おかし工房桜和のおすすめのお菓子を教えてください。

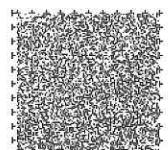
桜和のお菓子にはたくさんのかだわりがあります。例えば、原材料です。特色を出した商品を作ろうということで、和歌山県産をふんだんに使用しています。有田みかんや備長炭など、和歌山愛に溢れる商品を出しています。他には、一次加工から完成まで自分たちの手で調理することにもこだわっています。もちろん、パッケージはデザイナーさんに依頼し、味はパティシエさんに監修をしてもらっていますが、調理の多くは自分たちで行っています。これらのおかげもあり、桜和のお菓子は、社会福祉法人が製造したお菓子ではなくて、営利企業とも勝負ができるお菓子として自信を持って販売しています。

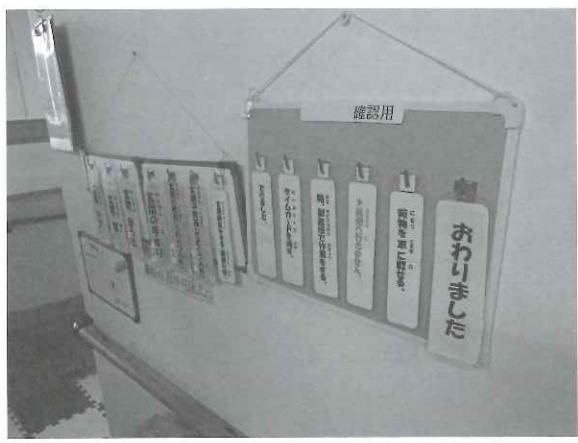


もちろん、全商品がおすすめなんですが、特に好評をいただいているのが、「紀州五色バウム」と「ひとくちバウム」です。「紀州五色バウム」は第7回スウィーツ甲子園でグランプリを受賞したこともあります。味はプレーン・有田みかん・ショコラ山椒・色川緑茶・備長炭の5種類となっています。「ひとくちバウム」は全国バウムクーヘン博覧会に和歌山県代表として出展した際「お客様の選ぶ買いたいランキング」で1位を獲得したんです。桜和の名前を全国に知ってもらうきっかけとなった、思い出の商品です。桜和のお菓子は、ネット販売やふるさと納税サイトでも出品しています。まずは、一度お試しいただけると嬉しいです。

Q4 コロナ禍で大変だったことを教えてください。

販売先が減り、売上げが減少したことです。桜和の商品は、お土産店への卸販売が主軸となっています。和歌山県へ観光に来る方が少なくなり、お土産店自体が休業や時短営業等を行わざるを得ない状況になってしまいました。売上高としては昨年度より約50%減となり、お菓子の販売だけでは非常に厳しい財務状況となりました。売上げが下がると製造ができない、つまり仕事がなくなるということでもあります。利用者さんは仕事をしたいと毎日来てくれ





るのですが、提供できる仕事がなかったということが辛かったです。

Q5 コロナ禍での大変だったことを乗り越えるためにしていることや、これからしようとしていることはありますか？

仕事を作るために様々なことに取り組みました。地域の清掃や、通所に使わせてもらっている

道の草刈りや、ゴミ拾いを行いました。他にも、新聞の古紙回収やパン工房かたつむりで製造されたパンを仕入れて、地域にビラを配り販売するなど、なんとか仕事を見つけながら働いてもらっていました。そのお陰もあり、厳しい財務状況ではあったのですが、工賃は減額することなく、例年通りの額を利用者さんに支給することができました。

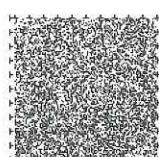
また、製造の時間が減った分、HACCP※の見直しを今一度行いました。例年であれば時間に追われながらしていたであろう書類の作成や手順の確認なども、利用者さんと一緒に一つずつ振り返りながら行えたので、ある意味良かったなと思っています。その他にも、作業のやり方を利用者さんの特性により合うよう見直しをしたり、新商品の開発なども進めています。この厳しいコロナの状況が明けたときには、すぐに次の一手を打てるようにと準備しています。

Q6 読者のみなさんに、メッセージをお願いします。

桜和の商品は、利用者が暑い工房内で一生懸命に製造したものばかりです。また、和歌山の食材をふんだんに使用していますので、県外への移動が気兼ねなくできるようになれば、お土産などで持って行ってくださると嬉しいです。



※HACCPとは食品の安全性を高めるための衛生管理方法です。HACCPによって異物混入を防いだり、菌やウイルスから食品を守ります。



利用者の方のお話では、皆で仕事をしているのが楽しい、仕事にやりがいを感じているということでした。作業所内の様子も拝見しましたが、皆さんがとても熱心に、笑顔でお仕事をされていたのが印象的でした。

コロナ禍では多くの制限があり、今まで通りの生活ができなくなっています。しかし、HACCPの見直しや新商品開発といった地道な努力、そして、生き生きと働くことで、コロナ禍を乗り切り、成長していこうとする姿勢を教えていただきました。



じんけん 人權ホットライン

人權でんわ相談

かが
もんだい
なや
さまざまなお悩みを抱える
相談者に助言を行い、
じしん
じゅたいで
もんだい
かいげつ
自身が主体的に問題を解決する
ための支援を行います。

いっぱんそうだん 一般相談

かいせつにちじ
まいしゅううげつようび
きんようび
①開設日時／毎週月曜日～金曜日

午前9時～午後4時

(祝日・12/29～1/3は休み)

②相談方法／電話相談

なやみざろ
TEL 073-421-7830

べんざし 弁護士による無料法律相談

かいせつにちじ
ぐうすううづき
だい
だい
もくようび
①開設日時／偶数月 第2・第4木曜日

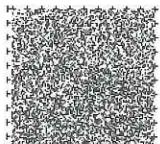
奇数月 第2土曜日・第4木曜日

午後1時～4時(当日が祝日の場合はその翌日)

②相談方法／面接相談・オンライン相談

でんわ
よやく
TEL 073-435-5420 (お電話でご予約ください)

ひ ごろ
日頃、生活の中で人権に関するお困り事などがありましたら、
き がる
お気軽にご相談ください。



どう わ うん どう すい しん けつ かん とく べつ こう えん かい
同和運動推進月間特別講演会

ひ さ べつ ぶ らく き げん せ いりつ ぶ らく かい ほ う てん ぼう
被差別部落の起源・成立と部落解放の展望

●日時：11月9日（火） 14:00～16:00

●場所：県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 大ホール（和歌山市手平2-1-2）

●講師：桃山学院大学名誉教授 寺木 伸明さん

●申込方法：「名前」「連絡先（電話番号）」「所属先（あれば）」をFAX・電話・Eメールまたは郵送で下記までお知らせください。（お預かりいたしました個人情報については当センターで責任をもって管理します。）

（公財）和歌山県人権啓発センター 「同和運動推進月間特別講演会」係

FAX 073-435-5421/TEL 073-435-5420/Eメール kouen@w-jinken.jp

住所 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階

※手話通訳・要約筆記を設置します。

ていいん
定員
100人
もうしこせんちやくじゆん
（申込先着順）

じん けん かんせん こう がい こう ざ
人権を考える公開講座（ワークショップ）

だれ つた に ほん ご こ う ざ
誰にでも伝わるやさしい日本語講座

●日時：12月18日（土） 14:00～16:00

●場所：紀南文化会館 研修室1～2（和歌山県田辺市新屋敷町1）

●講師：「やさしい日本語」有志の会 代表 花岡 正義さん

●申込方法：「名前」「連絡先（電話番号）」「所属先（あれば）」をFAX・電話・Eメールまたは郵送で下記までお知らせください。（お預かりいたしました個人情報については当センターで責任をもって管理します。）

（公財）和歌山県人権啓発センター 「やさしい日本語」係

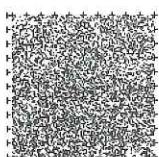
ていいん
定員
30人
もうしこせんちやくじゆん
（申込先着順）

FAX 073-435-5421/TEL 073-435-5420/Eメール workshop@w-jinken.jp

住所 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階

※一時保育を設置します。（要申込。12月6日〆切）

しんがた かんせんかくだいじょうきょう
新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、延期または中止になる可能性が
あります。ご了承ください。



ふれあい人権フェスタ2021を開催します!

場所 和歌山ビッグホール (和歌山市手平2-1-1)
日時 2021年11月20日 (土) 10:00~16:00
主な内容 アリーナステージ — 人権の詩 (こころのうた) 表彰式
 ポスターコンテスト表彰式

入場
無料

りいぶるフェスタ2021

- 「男女でつくる元気な和歌山」ポスター конкурール最優秀賞受賞者表彰式

わかやまこころのフェスタ2021

- グループ活動紹介
- 精神保健福祉協会長表彰式
- ほっとする笑顔つながるこころの絵表彰式

各団体等のステージイベント

- | | |
|---------------|---|
| アリーナ会場 | 各団体等のブース |
| 講演会場 | 三浦麻子さん (大阪大学大学院教授) の講演 |
| 特設会場 | 弁護士による無料法律相談 ※要予約 |
| 主催 | 和歌山県、(公財)和歌山県人権啓発センター、和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会 |
| 後援 | 和歌山県教育委員会、和歌山県市長会、和歌山県町村会 |

お問い合わせ先

►りいぶるフェスタ2021

和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」 TEL 073-435-5245

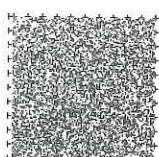
►わかやまこころのフェスタ2021

和歌山県精神保健福祉センター TEL 073-435-5194

►弁護士による無料法律相談 和歌山弁護士会 TEL 073-422-4580

新型コロナウイルス感染予防を徹底して開催します！

つきましては、ご来場のみなさまにも「検温」「手指消毒」「マスクの着用」「お名前等の記入」等、感染予防及び感染拡大防止のため、ご協力をお願いします。ルールを守ってお楽しみください。みなさまのご来場、心よりお待ちしております。また、感染拡大状況によっては内容変更、中止になる可能性もありますのでご了承ください。





ふれあい 人権フェスタ 2021

入場
無料

ご来場＆アンケートに答えて
プレゼント！
※教に限りがあります。

※新型コロナウイルス感染予防にかかる、
会場の規定により、マスクの着用、
受付での検温と、名前・電話番号の記入
について、ご協力願います。

11/20 土
SAT
10:00 ▶▶ 16:00
和歌山ビッグホール



講演 14:00～15:30 講演会場

要事前予約
大阪大学大学院 教授

三浦 麻子さん



人間の心のしくみと偏見・差別
～心理学者から見た感染禍～

和歌山県人権施策推進課
TEL 073-441-2566
FAX 073-433-4540

りいぶるフェスタ2021

同 時 開 催
お問い合わせ
和歌山県男女共同参画センター
TEL 073-435-5245

わかやまこころのフェスタ2021

お問い合わせ
和歌山県精神保健福祉センター
TEL 073-435-5194

【主催】和歌山県、(公財)和歌山県人権啓発センター、和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会

【後援】和歌山県教育委員会、和歌山県市長会、和歌山県町村会

お問い合わせ 〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 公益財団法人 和歌山県人権啓発センター

FAX 073-435-5420 E-mail mail@w-jinken.jp URL w-jinken.jp/

※都合により中止または、
ご来場の際は、公共交通機関をご利用下さい。
ステージイベント、講演には、手話通訳、要約筆記があります。

E.L.F.

公益財団法人 和歌山県人権啓発センター
Equality／平等 Liberty／自由 Fraternity／友愛

お問い合わせ 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2階
TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421
URL w-jinken.jp/ E-mail mail@w-jinken.jp

開館時間 9:00～17:45 *人権ライブラリー・人権ギャラリーは、
9:30～17:00

休館日 日曜・祝日、年末年始（12/29～1/3）

交通案内
JR 和歌山駅から徒歩：約20分、バス：約5分「手平出島」下車
JR 宮前駅から徒歩約7分
南海和歌山市駅からバス：約20分「手平出島」下車
有料駐車場あり 100円／50分（30分以内無料）



この印刷物は地球環境に優しい
植物油インキを使用しています。